

災害時における『金融上の措置』をご存知ですか？

- ◆ 財務局・財務事務所と日本銀行本支店では、地震や台風などの災害で大きな被害が発生した際、災害救助法適用地域等の被災者に対し、以下のような「金融上の措置」を講ずるよう金融機関等に要請しています。

(例: 銀行・信用金庫・信用組合等への要請)

1. 預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻しに応ずること。
2. 届出の印鑑のない場合には、**拇印**にて応ずること。
3. 事情によっては、定期預金、定期積金等の**期限前払戻し**に応ずること。また、これを担保とする貸付にも応ずること。
4. 今回の災害による障害のため、**支払期日が経過した手形**については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとする。
5. 災害時における**手形の不渡処分**について配慮すること。
6. **損傷した紙幣や貨幣の引換え**に応ずること。
7. **国債を紛失した場合**の相談に応ずること。
8. 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、**融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資の返済猶予**等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。
9. 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。また、**窓口における営業が出来ない場合**であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等**災害被災者の便宜を考慮した措置**を講ずること。



(例: 証券会社等への要請)

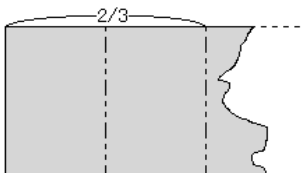
1. **届出印鑑紛失**の場合における可能な限りの便宜措置を講ずること。
2. **有価証券紛失**の場合の**再発行手続き**についての協力をする。
3. 災害被災者から、預かり有価証券等の**売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合**に、可能な限りの便宜措置を講ずること。

(例: 生命保険会社、損害保険会社等への要請)

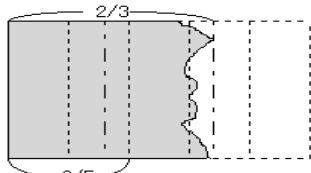
1. **保険証券、届出印鑑等を紛失した保険契約者等**については、可能な限りの便宜措置を講ずること。
2. **生命(損害)保険金の支払い**については、**できる限り迅速**に行うよう配慮すること。
3. **生命(損害)保険料の払込**については、契約者の被災の状況に応じて**猶予期間の延長**を行う等適宜の措置を講ずること。

- ◆ 日本銀行では、銀行券が破れたり、燃えたりした場合には、表・裏両面があることを条件に、下記の面積基準で新しい銀行券との引換えを行っています。

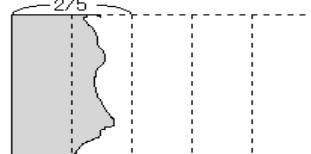
面積が3分の2以上の場合は**全額**
(1万円券の場合は1万円)



面積が5分の2以上、3分の2未満の場合は**半額**
(1万円券の場合は5千円)



面積が5分の2未満の場合は価値が無く**失効**



▽金融上の措置に関するお問い合わせ先

日本銀行京都支店

営業課

075-212-5158

kyouto@boj.or.jp



日本銀行京都支店
マスコットキャラクター